

令和3年度地域主導型新エネルギー活用プロジェクト支援事業補助金実施要領

この要領は、地域主導型新エネルギー活用プロジェクト支援事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、その運用に必要な事項を定めるものとする。

第1 補助対象事業実施期間

補助対象事業の実施期間は、交付決定の年度内とする。

第2 申請方法等

(1) 申請方法

申請しようとする市町村と連携した企業・商工団体等は、以下の申請期間内に申請書類を提出する。

(2) 申請期間

令和3年8月10日（火）～令和3年10月29日（金）

※申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請受付を終了する。

(3) 提出先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県商工労働部産業振興課 産業・新エネルギー企画室

第3 審査基準

選定にあたっては、以下に定める審査基準によるものとする。

(1) 補助事業の目的との合致

申請した事業が、補助事業の趣旨・目的に即しているか。

(2) 地域の特性

地域の特性を踏まえた申請となっているか。

(3) 地域内の連携

申請した事業に、地元住民や企業との連携の視点が含まれているか。

(4) 地域振興の効果

目指すべき地域振興への効果が具体的なものとなっているか。

第4 状況報告

状況報告は、中間報告会及び知事の求めにより行うものとする。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定めることとする。

附 則

この要領は、令和3年8月10日から施行し、令和3年度分の予算に係る補助金に適用する。

別表1（第4条）

補助対象事業の例	費目	補助対象経費の例
1 専門家、まちづくりプランナーの招聘 2 地元住民や企業などを含めたワークショップ 3 優良事例の調査及び先進地域への視察 4 地域での新エネルギーの導入可能性調査 5 新エネルギーを活用した地域活性化計画の策定	賃金	事業に関連して採用する日々雇用職員の賃金
	報償費	事業に関連して実施するセミナーや勉強会における講師の報償費等
	旅費	事業に関連して実施するセミナーや勉強会における講師の旅費、先進地域への視察等※
	消耗品費	事業実施に必要な消耗品の購入費（ただし、食糧費を除く）、印刷費
	調査委託費	事業実施に必要な調査等の委託費
	通信運搬費	事業実施に必要な通信運搬費
	使用料及び賃借料	事業に関連して実施するセミナーや勉強会における会場費、先進地域への視察時のバス借上げ費、調査に使用する機器の賃借料
その他経費	その他知事が必要と認めた経費	

注) 宿泊を伴う先進地域への視察については、必要最低限の人数で行うこととし、職員の旅費に関する条例（昭和二十九年一月十六日条例第七号）に準ずるものとする。